

愛知教育大学と東郷町教育委員会の相互連携に関する協定書

愛知教育大学（以下「甲」という。）と東郷町教育委員会（以下「乙」という。）は、相互の人的・知的資源の交流を図り、多様な分野で協力していくために協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、子どもの健やかな成長のために、現職教員及び教育課程を履修する学生の、資質向上並びに実践力育成等について相互に協力し、学校教育の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 前条の規定に基づき連携する事項は、次のとおりである。

- (1) 子どもへの理解を深め、教職や教職を支える専門職等への意欲を高めるための初年次学校体験活動や学校サポート活動等の学生の実践力育成などに関すること。
- (2) 教育現場における課題や問題点等について、教職員の資質・能力の向上を図るための現職教員研修等における講師派遣等に関すること。
- (3) その他甲・乙双方が連携する必要であると認めること。

2 前項に規定する連携事項の実施に際しては、甲乙協議の上、行うものとする。

（連携推進協議会）

第3条 前条第2項に基づき甲、乙双方の関係者による協議の場として、連携推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は前条第1項各号に掲げる事項の連携方法について、具体的実施方法について協議するものとする。
- 3 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（連携方法）

第4条 甲及び乙に連携窓口を設置し、連携協力を推進するための必要な連絡調整を行う。連携協力に当たっては、それぞれの職員の派遣や受入、施設・設備等の利用について、業務に支障のない範囲で便宜を供し実施するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙双方は、本協定に基づく活動において、相手側から知り得た秘密事項について、本協定有効期間中及び有効期間終了後を問わず、決して第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、相手方の承諾を得ている場合は、この限りでない。

(有効期間)

第6条 本協定は、締結の日から効力を発し、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間満了の3か月前までに甲、乙いずれからも改廃の申し入れが無いときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第7条 本協定に定める事項に疑義が生じたとき、又は本協定に定めるものの他に合意すべき事項が生じたときは、甲乙協議の上、新たに定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲の学長及び乙の教育長がそれぞれの署名の上、各1通を保有するものとする。

平成29年 8月23日

甲 愛知教育大学長

乙 東郷町教育委員会教育長

後藤ひで
かず

元川 光秋